

霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成25年12月9日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第147号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中霧島市立隼人保育園の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（提案理由）

霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づく隼人保育園の民営化に伴い同園を廃止するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。